

通信・放送の総合的な法体系に関する検討アジェンダ（案）の修正

修正（案）	ヒアリングで表明された関連意見	通信・放送の総合的な法体系に関する検討アジェンダ（案）
<p>はじめに</p> <p>本年2月15日、情報通信審議会は、通信・放送の融合・連携の進展等を踏まえ、これに対応した通信・放送の総合的な法体系の在り方について、総務大臣から諮問を受け、情報通信政策部会の下に「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置した。</p> <p>委員会は、約半年の審議を重ね、今後重点的に審議すべき主な論点及びその検討の方向性等について整理を行い、これを中間論点整理として6月13日に公表し、6月14日から7月14日まで意見招請を実施した。</p> <p>その結果、中間論点整理に対しては、関係各方面から80件の意見が寄せられたところである。</p> <p>本委員会では、<u>中間論点整理及びこれに対して寄せられた意見等を踏まえ、「通信・放送の総合的な法体系に関する検討アジェンダ（案）」を作成し、これに沿って3回に渡り、20を超える関係事業者、有識者等から意見聴取を行った。この意見聴取を踏まえ、今後の審議事項を次のとおり整理する。</u></p>		<p>はじめに (同左)</p> <p>本検討アジェンダ（案）は、<u>中間論点整理及びこれに対して寄せられた意見等を踏まえ、改めて委員会において審議すべき事項等を整理したものであり、本アジェンダ（案）を踏まえつつ、委員会では、今後、関係事業者や有識者から意見聴取を行いつつ、審議を深めることとする。</u></p>
<p>1. 法体系全般</p> <p>従来の通信・放送サービスは、音声・データ・映像等のサービスごとに個別にネットワークが構築され、ネットワークとサービスが一对一で対応する形態を採ってきた。現在の通信・放送に関する法制度も、ネットワークとサービスが一对一で対応しており、サービスの態様ごとに規律の体系を構築する「縦割り型」を前提としている。</p> <p>しかし、放送のデジタル化やネットワークのブロードバンド化・IP化に伴い、多くのサービスにおいて、パケット化された情報が有線・無線を問わず多様なネットワーク上で伝送可能となっており、ネットワークとサービスの一対一の対応が崩れ、サービスごとにネットワークを区別する合理的な根拠が失われつつある（市場の水平化）。</p> <p>また、従来は、回線交換網を使った音声電話のように、エ</p>		<p>1. 法体系全般 (同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p>

ンド・エンドベースで一の事業者がサービスを提供してきたが、インターネット電話に代表されるように、端末・伝送サービス・アプリケーションにおいて異なる主体が連携して一つの事業モデルを構築する形態が増加してきている（事業者間の垂直的連携）。

- ① このように市場環境が変化する中であって、市場の水平化に対応して可能な限り規律の大括り化を検討する。また、事業者間の垂直的連携に対応して、従来、エンド・エンドベースで一の事業者により提供されてきたサービスについても、ネットワーク設備の設置者と当該設備上でサービス提供を行う者との間で自由な組合せを可能とする法体系を検討していく。
- ② 通信か放送かの区分にとらわれない新たなサービスの提供や事業者による迅速かつ柔軟な事業展開を促進するとともに、通信・放送の融合・連携型のサービスについて、法体系の適用関係を明確化し、同一のサービスには同一の規律が適用されることによって統一的な競争条件の確保や利用者保護を検討する。
- ③ 具体的には、現状のサービスごとの「縦割り型」の法体系について見直しを行い、特に、「コンテンツサービス」、「伝送サービス」、「伝送設備」の3つのレイヤーを観念した上で全体として合理性のある法体系に改め、レイヤー内及びレイヤー間の事業展開の自由度を高め、迅速かつ柔軟な事業展開が図られるようにするとともに、レイヤー内及びレイヤー間の規律を可能な限り合理化し、統一的な競争条件及び利用者保護を検討する。
- ④ その際、それぞれのレイヤーの規律の目的を明確化し、新たな法体系に移行することにより、これまで以上に「多様なコンテンツの流通の促進」「事業者による柔軟な事業運営の促進」「情報通信の安全性・信頼性の確保」「受信者又は利用者の保護」を実現することを目指す方向で検討する。
- ⑤ 包括化すべき法律の範囲については、諸外国の法制も踏まえ、引き続き検討する。

2. 伝送設備規律

- 賛成。（CATV連盟、スカパーJ SAT、衛放協、インフォシティ、ACCJ、）
- 賛成。統一的な措置に著作権法も入れるべき。（スカパーJ SAT、衛放協）
- 通信と放送を包括した法体系が必要。（相談協）
- 地上放送（ラジオ放送、テレビ放送）のレイヤー型法体系への転換には反対。（民放連）

- ① このように市場環境が変化する中であって、市場の水平化に対応して可能な限り規律の大括り化を検討することは適当か。また、事業者間の垂直的連携に対応して、従来、エンド・エンドベースで一の事業者により提供されてきたサービスについても、ネットワーク設備の設置者と当該設備上でサービス提供を行う者との間で自由な組合せを可能とする法体系を検討していくことは適当か。
- ② 通信か放送かの区分にとらわれない新たなサービスの提供や事業者による迅速かつ柔軟な事業展開を促進するとともに、通信・放送の融合・連携型のサービスについて、法体系の適用関係を明確化し、同一のサービスには同一の規律が適用されることによって統一的な競争条件の確保や利用者保護を検討することは適当か。
- ③ 具体的には、現状のサービスごとの「縦割り型」の法体系について見直しを行い、特に、「コンテンツサービス」、「伝送サービス」、「伝送設備」の3つのレイヤーを観念した上で全体として合理性のある法体系に改め、レイヤー内及びレイヤー間の事業展開の自由度を高め、迅速かつ柔軟な事業展開が図られるようにするとともに、レイヤー内及びレイヤー間の規律を可能な限り合理化し、統一的な競争条件及び利用者保護を検討することは適当か。
- ④ その際、新たな法体系の理念・目的、包括化すべき法律の範囲、情報流通における配慮事項及び規律の国際化等についても検討することは適当か。

2. 伝送設備規律

<p>(1) 電波利用の目的・区分</p> <p>情報通信分野の技術革新に伴い、多様な用途に利用できる伝送設備の整備が進んでいることから、<u>電波利用について、通信か放送かの区分にとらわれない新しいサービスを可能とする制度について検討する。</u></p> <p>具体的には、従来からの電気通信業務用又は放送用の無線局に加えて、柔軟なビジネス展開を可能にし、<u>コンテンツの流通手段を拡大するため、通信・放送両方のサービスを行うための免許申請や免許を受けた後の柔軟な用途の変更を可能とする制度について、国際法規との整合性の確保、「電波の公平かつ能率的な利用を確保する」という電波法の目的等を踏まえて検討する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適当。(KDDI、SBM、JSAT、日立、通信事業者A、放送事業者B、通信機器メーカーC、製造業者D、ベンチャー企業E) ● 不適當。(民放連) 	<p>(1) 電波利用の目的・区分</p> <p>情報通信分野の技術革新に伴い、多様な用途に利用できる伝送設備の整備が進んでいることから、<u>通信か放送かの区分にとらわれない新しいサービスを可能とする制度について検討することは適当か。</u></p> <p>具体的には、従来からの電気通信業務用又は放送用の無線局に加えて、柔軟なビジネス展開を可能にするため、<u>通信・放送両方のサービスを行うための免許申請や免許を受けた後の柔軟な用途の変更を可能とする制度について、国際法規との整合性の確保、「電波の公平かつ能率的な利用を確保する」という電波法の目的等を踏まえて検討することは適当か。</u></p>
<p>(2) 電波利用手続</p> <p>通信か放送かの区分にとらわれない新しいサービスの円滑な市場投入等を可能とするとともに、<u>新たなシステムの円滑な導入等を図るため、技術基準の策定手続、免許手続の見直しを検討する。</u></p> <p><u>地上テレビジョン放送のデジタル化により利用可能となるVHF帯の一部を用いて行う予定の携帯端末向けマルチメディア放送(仮称)のための無線局については、「特定基地局」の開設計画の認定の対象として別途速やかに追加することが適当である。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛成。(SBM、JSAT) ○ 特定基地局の開設計画の認定対象の追加に賛成。(KDDI、SBM、日立) ● 特定基地局の開設計画の認定対象の追加にニーズなし。(民放連) 	<p>(2) 電波利用手続</p> <p>通信か放送かの区分にとらわれない新しいサービスの円滑な市場投入等を可能とするために、<u>電波利用の手続について、例えば、以下の点などについて検討することは適当か。</u></p> <p>① <u>地理的に広範に多数の無線局を開設することが必要なサービスに関し、現在は携帯電話の基地局等のみに認められている「特定基地局」の開設計画の認定の対象として追加すべき無線局の有無</u></p> <p>② <u>新たなシステムの導入のために簡素化することが可能な手続の有無</u></p>
<p>(3) いわゆるホワイトスペース</p> <p><u>いわゆるホワイトスペース(放送用などある目的のために割り当てられているが、時間的・地理的・技術的な条件によって他の目的にも利用可能な周波数)の活用可能性について検討する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホワイトスペースの活用に積極的。(日立、放送事業者B、通信機器メーカーC、製造業者D、ベンチャー企業E) ● ホワイトスペースの活用は、混信を発生させないように慎重に。(民放連、NHK) 	
<p>(4) その他検討すべき事項</p> <p>上記(1)～(3)以外に必要な事項を検討する。</p>		<p>(3) その他検討すべき事項</p> <p>上記(1)及び(2)以外に検討すべき事項はあるか。</p>

<p>3. 伝送サービス規律</p>		<p>3. 伝送サービス規律</p>
<p>(1) 伝送サービス規律の再編</p> <p>① 伝送サービスの意義については、電気通信役務の概念を踏まえ、「電気通信設備を他人の通信の用に供するサービス」とする方向で検討する。</p> <p>② 伝送サービスとして捉えるべきサービスの範囲については、<u>伝送サービスレイヤーの規律の目的を踏まえ検討する。</u></p> <p>③ 具体的には、<u>電気通信役務のほか、受託放送役務や有線テレビジョン放送のチャンネルリース及び有線放送電話等、外形的に伝送サービスと類型化できるものについて、伝送サービスレイヤーの規律の目的を踏まえ、伝送サービス規律の対象とするべきか否か検討し、対象とすべきと考えられるものについては、現行の電気通信事業法の個々の規律を参考に、整備・合理化すべき規律があるか検討する。</u>なお、<u>伝送サービス規律で捉えきれない部分については、特別規定や適用除外規定を設ける方向で検討する。</u></p>	<p>○ 賛成。(J S A T)</p> <p>● 従前どおりの規律を希望。(B S A T)</p>	<p>(1) 伝送サービス規律の再編</p> <p>① 伝送サービスの意義については、電気通信役務の概念を踏まえ、「電気通信設備を他人の通信の用に供するサービス」とする方向で検討することは<u>適当か。</u></p> <p>② 伝送サービスとして捉えるべきサービスの範囲については、<u>どのように設定することが適当か。</u></p> <p>③ 具体的には、受託放送役務や有線テレビジョン放送のチャンネルリース及び有線放送電話等、外形的に伝送サービスと類型化できるもののうち規律趣旨が<u>電気通信事業法の規律趣旨と共通するものに係る規律については、基本的に電気通信事業法の規律体系に取り込んで規律の一元化を図る方向で検討することは適当か。</u>(当該体系で捉えきれない部分については、特別規定や適用除外規定を設ける方向で検討することは<u>適当か。</u>)</p>
<p>(2) 有線テレビジョン放送施設に関する規律の見直し</p> <p>有線テレビジョン放送施設について、<u>現行規律（設置の許可制、他の有線テレビジョン放送事業者に対する施設の提供義務、譲渡等の認可制、円滑な設置についての国等の配慮規定等）によって確保されている受信者の利益の継続的な保護の必要性を踏まえつつ、有線テレビジョン放送施設設置者の負担を軽減し、もって事業者による柔軟な事業運営を促進する観点から、規律の合理化を検討する。</u></p>	<p>● 現行規律の維持を希望。(C A T V連盟)</p> <p>○ 有テレ法に義務づけられた設置に関する諸規制は、<u>役務利用放送法と同程度まで緩和すべき。</u>(放送事業者F)</p>	<p>(2) 有線テレビジョン放送施設に関する規律の見直し</p> <p>有線テレビジョン放送施設について、<u>引き続き現行規律（設置の許可制、他の有線テレビジョン放送事業者に対する施設の提供義務、譲渡等の認可制、円滑な設置についての国等の配慮規定等）を維持する方向と、現行規律を緩和して電気通信回線設備を設置する電気通信事業者と同等の規律を適用する方向のいずれの方向で検討することが適当か。</u></p>
<p>(3) 有線放送電話に係る規律の見直し</p> <p>有線放送電話について、<u>既存の有線放送電話事業者の業務運営への影響を回避しつつ、基本的に電気通信事業として扱う方向で検討する。</u></p>	<p>○ 有放話は歴史的役割を終えた。(有放話事業者)</p>	<p>(3) 有線放送電話に係る規律の見直し</p> <p>有線放送電話について、<u>引き続き現行規律（業務の許可制等が課される一方、会計の整理等は課されていない。）を維持する方向と、基本的に電気通信事業として扱う方向の</u></p>

		<u>いずれの方向で検討することが適当か。</u>
(4) その他検討すべき事項 上記(1)～(3)以外に <u>必要な事項を検討する。</u>	○ 違法チューナの規律が必要。(CATV連盟)	(4) その他検討すべき事項 上記(1)～(3)以外に <u>検討すべき事項はあるか。</u>
4. コンテンツ規律		4. コンテンツ規律
(1) メディアサービス(仮称)の範囲 「メディアサービス」(仮称)の範囲については、従来の放送の概念を踏まえ、「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信」とする方向で <u>検討する。</u>	○ 適当。(ヤフー、衛放協)	(1) メディアサービス(仮称)の範囲 「メディアサービス」(仮称)の範囲については、従来の放送の概念を踏まえ、「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信」とする方向で検討することは <u>適当か。その際、現行の放送が多様化している状態に即し、より明確化を図る観点から定義の見直しを検討することは適当か。</u>
	○ 適当。(CATV連盟、スカパーJSAT) ○ BSは「基幹放送」に近い。(BSAT) △ 基幹、準基幹、一般の概念はあったが、2区分にする必然性は良く分からない。(衛放協) △ 衛星有料放送と無料放送の別、緊急時の責務の別を考慮すべき。(衛放協) △ 区分する必要は何か。(NHK) ● 反対。(民放連)	(2) 「メディアサービス」の区分 ① 「メディアサービス」について、日常生活に必需の情報の送信という特別な公共的役割を担う「 <u>特別メディアサービス</u> 」を区分する方向で検討することは <u>適当か。</u> ② 「特別メディアサービス」については、「 <u>国民の日常生活や非常時における不可欠の情報提供手段</u> 」の確保を中心に検討することは <u>適当か。</u>
(2) 「メディアサービス」に関する具体的規律 ① 基本的な考え方 <u>メディアサービスに対する規律は、多岐に渡っていることから、それらの規律ごとに在り方を検討する。</u> <u>この際、個々の規律について、日常生活に必需の情報の送信等の特別な公共的役割を担うメディアサービスを区分することを、必要に応じて検討する。</u>		(3) 「メディアサービス」に関する具体的規律 ① 基本的な考え方 (2) 「メディアサービス」の区分(再掲) ① 「メディアサービス」について、日常生活に必需の情報の送信という特別な公共的役割を担う「 <u>特別メディア</u>

サービス」を区分する方向で検討することは適当か。

② メディアサービスの計画的な普及を図るための規律

現行の「放送普及基本計画」を踏まえ、有限希少な電波を用いるメディアサービスについて、計画的な普及を図るための規律の必要性及びその枠組みを検討する。

③ 事業形態の規律

情報流通の中での「メディアサービス」の位置付けや役割の違いに応じ、関係する法律の規定についてレイヤー間の関係が明確化されるよう再編する方向で検討する。その際、日常生活に必需の情報の送信等の実施の担保を前提として、必要な措置の有無を検討する。

④ 番組規律

「国民の日常生活や非常時における不可欠の情報提供手段」といった役割を担うメディアサービスについては、現在の放送に係る番組規律を基礎として、受信者の利益の保護の在り方を検討する。その他のメディアサービスについては、個々にそれに係る番組規律の合理化を検討する。

⑤ 表現の自由享有基準

表現の自由享有基準については、維持する方向で検討する。その際、必要に応じて合理化を検討する。

⑥ 「メディアサービス」に係る再送信制度の在り方

有線テレビジョン放送施設設置者に対する規律の合理化と併せて、現行の有線テレビジョン放送法上の義務再送信制度、同意再送信に係る裁定制度の在り方について検討する。

- ハード・ソフト一致も可能とすべき。(NHK)
- 現行の地上放送の規律は堅持すべき。(民放連)

- 東経110度衛星放送は、現行規律の維持なら異論なし。(衛放協)
- 124/8度CS放送は、緩和。(衛放協)
- 番組規律は、ケーブルにも必要。(CATV連盟)
- 番組規律の強化はあり得ない。(民放連)

- 適当。(民放連)
- 東経110度衛星放送については、現状維持。124/8度CS放送に関しては、大幅緩和が必要。(衛放協)

- 裁定制度は廃止すべき。(民放連)
- 義務再送信、裁定は必要。(CATV連盟)

「特別メディアサービス」の役割の確実な実施を担保することを前提として、情報流通の中での「メディアサービス」の位置付けや役割の違いに応じ、関係する法律の規定についてレイヤー間の関係が明確化されるよう再編する方向で検討することは適当か。

② 番組規律

「特別メディアサービス」については、現在の放送に係る番組規律を基礎とし、その他のメディアサービスについては、個々にそれに係る番組規律の合理化を検討することは適当か。

(4) 表現の自由享有基準(いわゆるマスメディア集中排除規制)【後出】

表現の自由享有基準については、維持する方向で検討することは適当か。その際、「特別メディアサービス」に係るものは現在の規律を基礎とし、その他のメディアサービスに係るものは、個々にその合理化を検討することは適当か。

③ 「メディアサービス」に係る再送信制度の在り方

「メディアサービス」に係る再送信制度の在り方について、現行の有線テレビジョン放送法上の義務再送信制度(受信障害発生区域において有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者に対しテレビジ

<p>⑦ その他</p> <p><u>以上のほか、技術基準、あまねく受信努力義務等、メディアサービスに係る規律の位置付け等について検討する。</u></p> <p>(⑤参照)</p>		<p><u>ン放送の同時再送信を義務付ける制度)、同意再送信に係る裁定制度(テレビジョン放送の再送信について放送事業者との協議が調わない場合等に、同意をすべき旨の総務大臣裁定を有線テレビジョン放送事業者が申請することができる制度)の在り方を含め検討することは適当か。</u></p> <p>(4) 表現の自由享有基準(いわゆるマスメディア集中排除規制)</p> <p>表現の自由享有基準については、維持する方向で検討することは適当か。その際、「特別メディアサービス」に係るものは現在の規律を基礎とし、その他のメディアサービスに係るものは、個々にその合理化を検討することは適当か。</p>
<p>(3) 「オープンメディアコンテンツ」に関する規律</p> <p>① 「公然性を有する情報通信コンテンツ」(「オープンメディアコンテンツ」(仮称))に係る違法・有害情報対策について、いわゆるプロバイダ責任制限法による責任制限の範囲を違法情報全般や刑事上の責任まで<u>拡大することの是非について検討する。</u></p> <p>② <u>オープンメディアコンテンツに係る有害情報への対策については、総務省で別途開催している「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」の成果等を踏まえ、必要に応じて対応を検討する。</u></p>	<p>○ 適当。(ヤフー)</p> <p>● 慎重に検討すべき。(MS、インフォシティ)</p> <p>● 有害情報対策を新たな法体系に包括することは不適當。(MS、インフォシティ)</p>	<p>(5) 「オープンメディアコンテンツ」に関する規律</p> <p>① 「メディアサービス」として提供されるもの以外の「公然性を有する情報通信コンテンツ」(「オープンメディアコンテンツ」(仮称))に係る違法・有害情報対策について、<u>現在は私法上の権利侵害情報のみがいわゆるプロバイダ責任制限法の対象となっているところ、その責任制限の範囲を諸外国の一部のように違法情報全般や刑事上の責任というところまで拡大するか検討することは適当か。</u></p> <p>② <u>有害情報への対策を検討することは適当か。</u></p>
<p>(4) その他検討すべき事項</p> <p>上記(1)～(3)以外に<u>必要な事項を検討する。その</u></p>	<p>○ 放送コンテンツ制作にマルチユース規律必要。(ヤフ</p>	<p>(6) その他検討すべき事項</p> <p>上記(1)～(5)以外に<u>検討すべき事項はあるか。</u></p>

<p><u>際、多様なコンテンツの流通の促進を図る観点から所要の措置の有無について検討する。</u></p>	<p>一)</p>	
<p>5. プラットフォーム規律</p>		<p>5. プラットフォーム規律</p>
<p>(1) 既存のプラットフォーム規律の位置付け 現行の有料放送管理事業に係る規律（注）については、新たな法体系への移行に際して、コンテンツ規律として位置付けるか、コンテンツ規律とは区分して位置付けるかに関し、法技術的な観点から検討する。 （注）有料放送の役務の提供に関する契約の締結の媒介等を行うとする者に対しては、業務の届出義務及びその適正かつ確実な運営確保の措置義務が課せられている。</p>	<p>○ プラットフォーム規律はコンテンツ規律と分離すべき。CATV、IPTVにもプラットフォーム規律が必要。（衛放協） ○ CATVに衛星と同等のプラットフォーム規律が必要。（JSAT）</p>	<p>(1) 既存のプラットフォーム規律の位置付け 現行の有料放送管理事業に係る規律（注）については、新たな法体系への移行に際して、コンテンツ規律として位置付けるか、コンテンツ規律とは区分して位置付けるかに関し、法技術的な観点から<u>検討することは適当か。</u> （注）（同左）</p>
<p>(2) <u>放送の限定受信システム（CAS）への規律</u> <u>CASに係る費用負担等、CASの適正な運用の在り方については、総務省で別途開催している情報通信審議会の「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」の成果等を踏まえ、必要に応じて検討する。</u></p>	<p>○ CASがボトルネック（スカパーJSAT） ○ CASのプラットフォーム規律が必要。（衛放協）</p>	
<p>(3) <u>その他検討すべき事項</u> 上記（1）及び（2）以外に必要な事項を検討する。</p>		<p>(2) <u>その他検討すべき事項</u> 上記（1）以外に検討すべき事項はあるか。</p>
<p>6. レイヤー間の規律</p>		<p>6. レイヤー間の規律</p>
<p>(1) 紛争処理 異なるレイヤーに属する事業者間の連携を促進する観点から、電気通信事業紛争処理委員会の行うあっせん・仲裁について、レイヤー間の紛争を含めた情報通信サービス全般における事業者間紛争へと対象を拡大する方向で<u>検討する。</u></p>	<p>○ CATVのMSO、IPTVと衛星放送事業者間の紛争に機能を拡大することも一案。（衛放協） ● 事業者間協議に委ねるべき。（民放連）</p>	<p>(1) 紛争処理 異なるレイヤーに属する事業者間の連携を促進する観点から、電気通信事業紛争処理委員会の行うあっせん・仲裁について、レイヤー間の紛争を含めた情報通信サービス全般における事業者間紛争へと対象を拡大する方向で<u>検討することは適当か。</u></p>
<p>(2) 公正競争確保のためのレイヤー間規律の在り方 現行の電気通信事業法における公正競争確保のための規律等を踏まえ、新たな法体系の中で公正競争確保のための所要の制度整備の在り方について<u>検討を加える。特に、設備を持つコンテンツ業者と設備を持たないコンテンツ業者</u></p>	<p>○ コンテンツの公正競争確保が必要。（衛放協） ○ 設備を持つコンテンツ業者と設備を持たないコンテンツ業者との間の公正競争確保が必要。（インフォシティ）</p>	<p>(2) 公正競争確保のためのレイヤー間規律の在り方 現行の電気通信事業法における公正競争確保のための規律等を踏まえ、新たな法体系の中で公正競争確保のための所要の制度整備の在り方について<u>検討を加えることは適当か。</u></p>

<p><u>との間の公正競争の確保について検討する。</u></p>		<p><u>また、表現の多様性確保などの観点からのレイヤー間規律について、その必要性も含め総合的な検討を行うことは適当か。</u></p>
<p>(3) その他検討すべき事項 上記(1)及び(2)以外に必要な事項を検討する。</p>		<p>(3) その他検討すべき事項 上記(1)及び(2)以外に<u>検討すべき事項はあるか。</u></p>
<p>7. 利用者利益の確保・向上のための規律</p>		<p>7. 利用者利益の確保・向上のための規律</p>
<p>(1) 利用者利益の確保・向上のための規定の整備 伝送サービスにおける利用者利益の確保・向上のための規定について、現在の電気通信事業法の規定における重要事項の説明、苦情処理等を参考に、<u>メディアサービスに関して整備すべき規定はないか検討する。</u>また、利用者^を直接救済する規定として、例えば、問題発生時に利用者からの解除権や取消権のような民事的な効果を付与することについて検討する。</p>	<p>○ 通信・放送に包括的な消費者保護必要。民事効が必要。(相談協) ○ 民事規制と行政規制のベストミックスが望ましい。(弁護士K)</p>	<p>(1) 利用者利益の確保・向上のための規定の整備 伝送サービスにおける利用者利益の確保・向上のための規定(現在の電気通信事業法の規定における重要事項の説明、苦情処理等)について、<u>メディアサービス等の情報通信サービス全体に適用することは必要か、及び充足すべき規定はないか検討することは適当か。</u>また、利用者^を直接救済する規定として、例えば、問題発生時に利用者からの解除権や取消権のような民事的な効果を付与する<u>方向で</u>検討することが適当か。</p>
<p>(2) 情報セキュリティ等に係る制度整備 利用者利益の確保・向上の観点から、情報セキュリティや視聴者のプライバシーの取扱いに関する制度を整備する方向で<u>検討する。</u></p>		<p>(2) 情報セキュリティ等に係る制度整備 利用者利益の確保・向上の観点から、情報セキュリティや視聴者のプライバシーの取扱いに関する制度を整備する方向で<u>検討することは適当か。</u></p>
<p>(3) 技術基準 新たな法体系への移行に際し、利用者保護や受信者保護などの観点から、「伝送設備」に係る技術基準(電波の効率的な利用、混信・妨害防止、通信の目的の実現、安全の確保等)、「伝送サービス」に係る技術基準(伝送サービスに対する支障の防止、責任分界)、「メディアサービス」に係る技術基準(簡便な受信の確保、品質確保)ごとに、どのような規律内容とすることが<u>適当か検討する。</u> その際、災害報道などの特別な公共的役割を果たす<u>メディアサービスの技術基準</u>については、放送中止事故などの実情や電気通信事業法によって通信システムに課せられている安全性・信頼性の観点からの技術基準との異同を踏ま</p>		<p>(3) 技術基準 新たな法体系への移行に際し、利用者保護や受信者保護などの観点から、「伝送設備」に係る技術基準(電波の効率的な利用、混信・妨害防止、通信の目的の実現、安全の確保等)、「伝送サービス」に係る技術基準(伝送サービスに対する支障の防止、責任分界)、「メディアサービス」に係る技術基準(簡便な受信の確保、品質確保)ごとに、どのような規律内容とすることが<u>適当か。</u> その際、災害報道などの特別な公共的役割を果たす「<u>特別メディアサービス</u>」の技術基準については、放送中止事故などの実情や電気通信事業法によって通信システムに課せられている安全性・信頼性の観点からの技術基準との異</p>

え、特別の規律が必要か否か検討する。		同を踏まえ、特別の規律が必要か否か検討することは適当か。
(4) その他検討すべき事項 上記(1)～(3)以外に必要な事項を検討する。		(4) その他検討すべき事項 上記(1)～(3)以外に検討すべき事項はあるか。
8. その他の論点		8. その他の論点
(1) 特定の法人の位置付け 法律で規定された特定の法人であるNTT及びNHKの業務内容に関する規定の位置付けについては、新たな法体系の在り方について検討する際に、これら特定の法人に影響が及び得る場合に検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ NHKの検討の方向の明確化。(民放連) ○ 融合時代にふさわしいNHKの在り方。(NHK) 	(1) 特定の法人の位置付け 法律で規定された特定の法人であるNTT及びNHKの業務内容に関する規定の位置付けについては、新たな法体系の在り方について検討する際に、これら特定の法人に影響が及び得る場合に検討することは適当か。
(2) 既存事業者の位置付け 新たな法体系への移行により既存事業者に対して不利益を引き起こすことがないよう、新たな法体系への移行に際し、既存事業者については原則として現在の地位を実質的に承継する方向で検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不利益を引き起こさないのは当然。(民放連) 	(2) 既存事業者の位置付け 新たな法体系への移行により既存事業者に対して不利益を引き起こすことがないよう、新たな法体系への移行に際し、既存事業者については原則として現在の地位を実質的に承継する方向で検討することは適当か。
(3) その他検討すべき事項 上記(1)及び(2)以外に必要な事項を検討する。		(3) その他検討すべき事項 上記(1)及び(2)以外に検討すべき事項はあるか。